

檀原市図書館協議会委員の公募に関する要領

檀原市立図書館の運営について、市民の皆さまの意見を反映させるため、檀原市図書館協議会委員を公募します。

1. 協議会の名称

檀原市図書館協議会

2. 公募する委員の人数

1人

3. 委員の任期

令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

4. 応募資格

応募資格については、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 応募時に本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者

イ. 応募時の年齢が満18歳以上の者

ウ. 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者

エ. 行政機関(本市を含む。)の職員(特別職を含む。)でない者

オ. 檀原市立図書館利用カードの公布を受けている者

5. 報酬

協議会出席1回につき10,000円(税込み)

6. 協議会開催予定回数

年2回程度開催予定(平日)

7. 応募期間

令和6年3月1日(金)から5月2日(木)まで

8. 必要書類

① 応募申込書(応募用紙は、図書館で配布しています。図書館ホームページからもダウンロードできます。)

② 小論文テーマ「これからの図書館に期待すること」

上記についてあなたの考えを述べてください。(400字~800字程度)

9. 選考方法

選考委員会を設置し、応募書類をもとに書類選考及び面接により行います。

面接は書類選考合格者を対象とし、日時は別途通知します。

10. 委員の職務

会議に出席して他の委員とともに、市立図書館の運営について意見を述べていただきます。

11. 応募方法

下記のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- ①事務局（橿原市立図書館）へ直接提出
- ②郵送（令和6年5月2日必着）
- ③電子メール(kml@city.kashihara.nara.jp)

12. 選考結果の通知

応募者全員に文書で通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き公開します。なお、応募書類は返却いたしません。

13. 選任に関する特例

公募を行った場合において、応募人数が募集定員に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者がなかったときは、再公募によらないで委員を選任することができるものとします。

14. 事務局（お問い合わせ先）

橿原市立図書館 〒634-0075 橿原市小房町11-5
電話番号:0744-29-2121